

	該当者	必要書類
1号	保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所)にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者	以下の書類のうち <u>いずれかひとつ</u> ・保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証(写し) ・保育士(保母)資格証明書(写し) ・保育士試験合格通知書(写し) ・指定保育士養成施設卒業証明書(写し) ・保育士養成課程修了証明書(写し)
2号	社会福祉士の資格を有する者	以下の書類のうち <u>いずれかひとつ</u> ・社会福祉士試験合格通知書(写し) ・公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証(写し)
3号	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの	以下の書類すべて ・卒業証書又は卒業証明書(写し) ・実務経験証明書【様式3-1】 (2年以上児童福祉事業に従事したことを証明)  <「放課後児童健全育成事業」は児童福祉事業に該当>
4号	教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条に規定する免許状を有する者	以下の書類のうち <u>いずれかひとつ</u> ・教育職員免許状(写し) ・教育職員免許状授与証明書(写し)
5号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	以下の書類のうち <u>いずれかひとつ</u> ・卒業証書(写し) ・卒業証明書(写し)
6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者	・大学院入学許可書等(写し)
7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・修了証明書等(写し)
8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	以下の書類のうち <u>いずれかひとつ</u> ・卒業証書(写し) ・卒業証明書(写し)
9号	高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	以下の書類すべて ・卒業証書又は卒業証明書(写し) ・実務経験証明書【様式3-1】 (2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明) ・当該市町村が適当と認めたことの確認書【様式4】
10号	五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	以下の書類すべて ・実務経験証明書【様式3-2】 (5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明) ・当該市町村が適当と認めたことの確認書【様式4】

※ 2年以上とは、総勤務経験が2年以上かつ2,000時間程度であることを指します。(5年以上は、総勤務経験が5年以上かつ5,000時間程度。)

※ 証明書が外国語で記載されている場合は、日本語訳を添付する等、証明書の内容が分かるようにしてください。

※ 写しを提出する場合は、可能な限りA4サイズとしてください。また、事業所の代表者により**必ず原本証明をしてください。**

(例) 原本と相違ないことを証明します。  
 令和5年〇月〇日  
 事業所名  
 代表者職・氏名